

# 令和7年度 杉並区立男女平等推進センター啓発講座 企画運営団体募集要項

## 1 趣旨

杉並区では、「杉並区立男女共同参画行動計画」の取組方針3「男女共同参画の意識づくりと多様性への理解を促進する」の取組項目9「区民・地域に対する男女共同参画の啓発」に紐づく事業として「男女平等推進センター啓発講座」を位置づけています。

性別等にかかわらず、一人ひとりが個性と能力を発揮できるよう、区民等に向けて性差に関する固定観念等の意識改革と多様性に対する理解促進の取組等を推進することを目指し、ワーク・ライフ・バランスや女性の活躍推進等の多様なテーマ・内容で、区内で活動する地域団体やNPO法人等の企画・運営により男女平等推進センター啓発講座を実施します。

地域団体やNPO法人等への講座企画運営の委託を通じて、地域における男女共同参画啓発の担い手を育成し、活動の場・機会を提供します。

これらの趣旨に基づき、講座を企画運営する団体を募集します。

## 2 募集期間

令和7年1月6日（月）から2月10日（月）

## 3 募集団体数

5団体（1団体1講座。1講座あたり1～3回）

## 4 応募資格

- (1) 杉並区内で主に活動している地域団体。杉並区立男女平等推進センター（以下「センター」）の団体登録の有無は問わない。
- (2) 上記「1 趣旨」に記載の内容に沿った活動を行っているNPO法人等。杉並区での活動の有無は問わない。

## 5 講座内容

区民・地域に対して、男女共同参画の意識づくりと多様性への理解促進の啓発に資する以下のいずれかをテーマとした講座であること。

No	テーマ	分類
1	ジェンダー平等の推進に関すること	男女共同参画・多様性
2	性の多様性への理解促進に関すること	
3	性差に関する固定観念に関すること（性別に基づき男女の役割を固定的に考えること）	
4	地域活動における男女共同参画推進・意識づくりに関すること	
5	ワーク・ライフ・バランスの推進に関すること	ワーク・ライフ・バランス
6	女性の活躍推進、キャリア形成に関すること	
7	多様な働き方、生き方に関すること	
8	男性の家事・育児への参画に関すること	健康課題、DV等暴力
9	DVなど暴力の防止に関すること（デートDV、コミュニケーションなど）	
10	ライフステージごとの健康課題に関すること（生理、リプロダクティブ・ヘルス/ライツ、更年期など）	
11	男女共同参画の視点から見たケアに関すること（介護など）	

※各分類から1団体以上選考。

※講座、講演会、ワークショップ、映画鑑賞会、音楽会、朗読会など講座の形態は自由。ただし、区の会場施設等の条件により実施できない場合がある。

※内容は公序良俗に反しないこと。

※政治活動、特定の宗教への勧誘、特定の団体や組織、または別の講座や講演会への勧誘及び営利活動等を目的とした内容は不可。

## 6 委託内容

- (1) 講座の企画立案
- (2) 講師の選定、依頼及び連絡調整
- (3) 受講者の募集
- (4) 講座資料・必要物品等の用意
- (5) 会場設営、受付補助、講座運営及び会場撤収
- (6) アンケートの実施
- (7) 講座終了後の事業報告書の提出（アンケート集計結果添付）

## 7 講座実施概要

- (1) 実施期間 令和7年7月～令和8年2月
- (2) 実施場所 原則として、男女平等推進センター。ただし、41名以上を定員とする講座、料理など特定の施設環境を要する講座については他の区立集会施設利用可。区立施設の会場手配は区が行う。また、民間施設の利用が必要な場合は内容に応じて区が判断する。
- (3) 講座参加者 原則として杉並区在住、在勤、在学の方。
- (4) 実施形態 対面開催。  
原則として託児を実施する。（同伴の場合を除く。）なお、託児にかかる経費は区が負担する。

## 8 事業経費の助成について

以下の事業経費について区が助成します。

項目	経費の種類
① 講師謝礼	講師・指導者・助手等への謝礼
	謝礼単価(1時間あたり)の参考
	大学教授、弁護士、医師、ジャーナリスト、著名学者 [15,300～20,400円]
	大学准教授、専門研究者、企業管理層 [10,200～13,250円]
	大学講師、高専教授、専門知識人 [8,150～9,200円]
小・中・高教諭、技術者、高専准教授・講師 [5,100～7,150円]	
その他 [4,100円]	
② 企画運営費	講座企画、講師交渉、調整ほかに係る人件費および事務的経費
③ 通信運搬費	郵送料、宅配便手数料、電話料等
④ 印刷製本費	講座案内チラシ、資料作成等
⑤ 消耗品費	講座開催に係る消耗品、事務用品等
⑥ 賃借料	車両・機材リース料、会場使用料等
⑦ 講座運営費	講座運営（進行・受付・設営ほか）に係る人件費
⑧ その他	上記の項目にない経費（保険料は除く）
合計	1講座上限 240,000円

※本事業は企画運営団体と杉並区との間での委託契約になります。事業完了後に委託料を支払います。

※会場使用料（区立施設）は区が負担します。

※民間の施設を使用し、使用料がかかる場合は、「賃借料」として計上することができます。

※民間の施設を利用する場合は、託児用の部屋も確保してください(同伴は除く)。

※講座参加に係る保険料は参加者の負担としてください。

9 提出書類

- (1) 【別紙1】企画提案書
- (2) 【別紙2】杉並区立男女平等推進センター啓発講座事業企画書
- (3) 【別紙3】杉並区立男女平等推進センター啓発講座事業予算書
- (4) 団体の規約、構成員名簿（個人情報は団体選考の目的でのみ使用します）
- (5) 活動実績
- (6) その他参考となる資料

※（1）～（3）については区公式ホームページからダウンロードできます

10 配布場所

杉並区役所西棟7階 区民生活部管理課男女共同・犯罪被害者支援係  
または、杉並区立男女平等推進センター（杉並区荻窪1丁目56番3号）

11 応募方法

杉並区役所西棟7階 区民生活部管理課男女共同・犯罪被害者支援係へ、事前に電話連絡（03-5307-0326）の上、提出書類一式を持参してください。

郵送、宅配便、メール等による受付は行いません。

受付時間は平日午前8時30分～午後5時。2月10日（月）は午後4時までです。

12 選考方法

男女平等推進センターが定めた評価項目に基づき、選考を行います。

- 一次選考（書類審査） 令和7年2月下旬

※二次選考の対象となる団体を選考します  
通過団体への連絡は3月上旬の予定です。

- 二次選考（プレゼンテーション審査） 令和7年3月18日（火）予定

13 選考結果通知

選考結果は、令和7年3月下旬に通知する予定です。

14 提出先、問い合わせ先

杉並区区民生活部管理課 男女共同・犯罪被害者支援係（杉並区役所西棟7階）

所在地：〒166-8570 杉並区阿佐谷南1-15-1

電話：03-5307-0326（直通）

E-mail：danjo-t@city.suginami.lg.jp

担当：最上・山下